

【甲斐市景観条例】

（景観重要樹木の指定）

第 26 条 市長は、法第 28 条第 1 項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ所有者の同意を得るとともに、甲斐市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、所有者に通知するとともに、景観重要樹木の名称及び所在地その他規則で定める事項を表示し、公表するものとする。

3 前 2 項の規定は、法第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

（景観重要樹木の所有者の管理義務）

第 27 条 法第 33 条第 2 項の規定による景観重要樹木の景観保全のための必要な管理の方法の基準については、別に規則で定める。

【甲斐市景観条例施行規則】

（景観重要樹木指定の通知）

第 20 条 条例第 26 条第 2 項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(様式第 15 号)によるものとする。

（景観重要樹木指定の公表）

第 21 条 条例第 26 条第 2 項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要樹木の名称(樹種)
- (3) 景観重要樹木の所在地
- (4) 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所
- (5) 指定の理由となった樹容の特徴
- (6) 法第 30 条第 1 項の土地その他の物件の範囲

（標識の設置）

第 22 条 条例第 26 条第 2 項の規定による表示は、標識に次に掲げる事項を記載することにより行うものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要樹木の名称(樹種)

2 前項の標識は、景観重要樹木の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要樹木付近の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の現状変更の許可)

第 23 条 法第 31 条第 1 項の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第 16 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第 31 条第 1 項の許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許可書(様式第 17 号)により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、法第 31 条第 1 項の許可をしないこととしたときは、景観重要樹木現状変更不許可通知書(様式第 18 号)により、第 1 項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(景観重要樹木の指定の解除)

第 24 条 法第 35 条第 3 項の規定により準用する法第 30 条第 1 項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書(様式第 19 号)によるものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第 25 条 条例第 27 条の景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 景観重要樹木について、病虫害の予防又は駆除の措置を講ずる。
- (2) 景観重要樹木について、必要に応じ、枝打ち、整枝、危険な樹木の伐採その他これらの措置に類する措置を講ずる。
- (3) 景観重要樹木の状況について定期的に点検し、その結果を市長に報告する。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずる。

(景観重要樹木の状況の報告等)

第 26 条 景観重要樹木の所有者等は、前条第 3 号の規定による点検を年 1 回行わなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、これと異なる周期で点検を行うことができる。

2 前条第 3 号の規定による報告は、景観重要樹木状況点検結果報告書(様式第 20 号)によるものとする。